

後期高齢者医療保険  
加入の皆さまへ

8月1日  
から

## 「後期高齢者医療被保険者証」が 切り替わります!!

令和3年8月から被保険者証が切り替わります(有効期限が令和4年7月31日となります)。  
新しい被保険者証は、7月下旬までに、市役所から郵送又は窓口等で交付します。  
被保険者証が届いたら、住所、氏名、一部負担金の割合を確認して、8月からは医療機関の窓口  
に新しい被保険者証を提示してください。



### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」 ・「限度額適用認定証」も切り替わります

住民税非課税世帯等(低所得Ⅰ・Ⅱ)に該当される方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、区分(現役並み)Ⅰ・Ⅱに該当される方は、申請により「限度額適用認定証」が交付されます。

医療機関等で入院・受診の際に窓口へ提示すると、月額自己負担額が限度額までの負担となります。ただし「今までに認定証の申請を行ったことがある方で、世帯全員が申告済であり、令和3年8月以降も引き続き認定証の対象となる方」は、申請がなくても被保険者証と一緒に郵送します。

#### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額適用認定証」に必要なもの

- 対象者の被保険者証 ■対象者の印鑑 ■来所する方の身分証
  - 来所する方の印鑑 ■対象者のマイナンバーが分かるもの(通知カード等)
- ※代理人(別世帯)の方が申請する場合は、ご本人からの委任状が必要です。



※令和3年度住民税課税世帯の方については、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の認定要件に該当しません。

※世帯構成員に令和3年度所得未申告の方がいる場合は、今までに「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」の申請を行ったことがある方でも郵送しません。申告が必要です。申告により対象となる場合は、窓口にて申請を行ってください。

●お問い合わせ 国民健康保険課 後期高齢者医療係 ☎893-4411 内線4272



75歳未満で国民健康保険  
に加入している皆さまへ

## 「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在交付を受けている方は、有効期限が7月31日までとなっております。8月1日以降も適用を受けたい方は、7月1日(木)から更新申請の受付を開始しますので、8月末日までに窓口にてお手続きをお願いします。

■受付および問い合わせ  
国民健康保険課 給付係 ☎893-4411 内線4223  
受付時間 8:30~17:15(12:00~13:00を除く)

#### 申請に必要なもの

- 対象者の被保険者証
  - 来所する方(届出人)の身分証
  - 来書する方(届出人)の認印
- ※代理人(別世帯)の方が申請する場合は、ご本人からの委任状が必要です。

## 8月2日(月)は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 第1期の納期限です!!

納付期限までに納付していただきますようお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難となった場合、申請により徴収猶予や減免が受けられる場合があります。納付のご相談等については、国民健康保険課までお気軽にお問い合わせください。

【主な相談内容】 ・納付書再交付 ・督促状、催促書の相談について ・納付相談 ・口座振替について

●お問い合わせ 国民健康保険課 ☎893-4411 保険税係 内線4247・4257 後期高齢者医療係 内線4271

第1期 国保税・後期保険料は8月2日までに納めましょう。